

山田・東兎中学校 再編準備委員会
第7回PTA部会 会議次第

日時：令和8年5月15日（金）全体会后～
場所：東兎中学校

1 開 会

2 協 議

（1）新PTA規程について

3 その他

次回開催予定時期 令和8年7月頃予定

4 閉 会

※配布資料

- ・資料1 前回の協議結果
- ・資料2 PTA 規程等の比較-新規程（案）

【資料1】 前回の協議結果

【修正後】

山田中学校	東兎中学校	新PTA会則(案)
<p>第4章(会 員)</p> <p>第5条 本会の会員は本校生徒の保護者および本校教職員とする。</p>	<p>第3章(会 員)</p> <p>第5条 本会の会員は次のとおりとする。</p> <p>1 東兎中学校生徒の保護者、またはこれに代わる者。</p> <p>2 東兎中学校の教職員。</p> <p>3 本会の趣旨に賛同するもの。</p> <p>ただし、第3号に該当する者の入会は三役員の承認を必要とする。</p> <p>第6条 本会の会員は、世帯につき、年額として一律2,000円の会費を納めることとする。</p> <p>第7条 会員はすべて玉野PTA連合会の会員となる。</p>	<p>第●章(会 員)</p> <p>第●条 本会の会員は次のとおりとする。</p> <p>1 玉野東中学校生徒の保護者、またはこれに代わる者。</p> <p>2 玉野東中学校の教職員。</p> <p>3 本会の趣旨に賛同するもの。</p> <p>ただし、第3号に該当する者の入会は代表役員の承認を必要とする。</p> <p>第●条 会員はすべて玉野市PTA連合会の会員となる。</p>
<p>第8章(委 員)</p> <p>第19条 本会に委員をおく。委員は若干名として、各地区委員より選出するもののほか、役員以外の教師全員とする。</p> <p>第20条 委員は会長の委嘱により文化、体育、厚生、補導の4部に分かれる。</p> <p>(生徒数が85人以下のときは、文化部と補導部をまとめ、文化・補導部とする。)</p> <p>(令和7年度より、体育部と厚生部をまとめ、体育・厚生部とする。)</p> <p>各部委員は互選により部長を選出する。各部の部長は実行委員となる。</p> <p>第21条 委員の任期は1か年として再選を妨げない。</p>	<p>第7章(委員会)</p> <p>第17条 本会に、各学級・学年単位で行う活動を円滑にするため学級委員会を設け、会長が委嘱する。</p> <p>第18条 学級委員会は主として次の活動を行う。</p> <p>1 各学級・学年単位で活動する事業に関すること。</p> <p>2 その他学校行事への協力援助に関すること。</p> <p>第19条 本会は、特別な案件について必要と認めるときは、三役会にはかって特別委員会を設けることができる。特別委員会は、その任務が終了したとき解散する。</p>	<p>第●章(委員会)</p> <p>第●条 本会に、各学級・学年単位で行う活動を円滑にするため学級委員会を設け、代表役員が委嘱する。</p> <p>第●条 学級委員会は主として次の活動を行う。</p> <p>1 各学級・学年単位で活動する事業に関すること。</p> <p>2 その他学校行事への協力援助に関すること。</p> <p>第●条 本会は、特別な案件について必要と認めるときは、代表役員会にはかって特別委員会を設けることができる。特別委員会は、その任務が終了したとき解散する。</p>
<p>第9章(会 議)</p> <p>第22条 会議は総会、委員総会、実行委員会、各部専門委員会とする。</p> <p>第23条 総会は定期総会および臨時総会とし、本会の最高議決機関である。</p> <p>第24条 実行委員会は役員および各部の部長によって構成され総会の決議事項に準ずる重要事項を審議し本会の運営にあたる。</p> <p>第25条 文化、体育、構成、補導の各専門委員会は、それぞれの専門的事項について審議し運営にあたる。</p>	<p>第6章(会 議)</p> <p>第12条 本会の会議は、総会、三役会(会長・副会長・書記)とし、その議決は出席者の過半数の同意によるものとする。</p> <p>第13条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関で、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しないものとする。</p> <p>第14条 総会は定期総会および臨時総会とし、紙面開催とする。ただし、必要に応じて対面で開催する。定期総会は春季に開催する。臨時総会は三役会の必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求のあったとき開催する。</p> <p>第15条 三役会は会長、副会長をもって構成する。</p> <p>第16条 三役会 は総会に次ぐ議決機関で、次の業務を行う。</p> <p>1 会長、副会長、会計監査委員の選出に関すること。</p> <p>2 総会に提案する議案を審査調整すること。</p> <p>3 その他、本会の活動に必要な事項。</p>	<p>第●章(会 議)</p> <p>第●条 本会の会議は、総会、代表役員会とし、その議決は出席者の過半数の同意によるものとする。</p> <p>第●条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関で、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しないものとする。</p> <p>第●条 総会は定期総会および臨時総会とし、書面開催とする。ただし、必要に応じて対面で開催する。定期総会は春季に開催する。臨時総会は代表役員会の必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求のあったとき開催する。</p> <p>第●条 代表役員会は総会に次ぐ議決機関で、次の業務を行う。</p> <p>1 総会に提案する議案を審査調整すること。</p> <p>2 その他、本会の活動に必要な事項。</p>

【資料2】各中学校 各種PTA規程の比較と新規程（案）

文面表示：山田中／東兎中／共通項目

山田中学校	東兎中学校	新PTA規定（案）
<p>旅費規定</p> <p>(1) 研修会や表彰式に参加するための旅費は、市内外を問わず、県費職員の旅費規程に準ずる。泊を伴う場合も同様である。</p> <p>(2) 駐車料金がかかった場合には、実費を支払うものとする。</p> <p>付則 1. 行き先が県外には、参加について三役に因ることを原則とする。</p>	<p>PTA研修費支給基準</p> <p>PTA研修会に参加した場合、次の基準により研修費等を支給する。</p> <p>1 参加費 研修会参加時に徴収された参加費や資料代を実費支給する。※領収書の額面</p> <p>2 旅費 研修を伴う会に出席の場合のみ、県費職員の旅費規定に準じて支給する。</p> <p>3 駐車料金 駐車料金は支給しない。</p>	<p>旅費規程</p> <p>PTA研修会に参加した場合、次の基準により研修費等を支給する。</p> <p>1 参加費 研修会参加時に徴収された参加費や資料代を実費支給する。※領収書の額面</p> <p>2 旅費 研修会や表彰式に参加するための旅費は、市内外を問わず、県費職員の旅費規程に準ずる。泊を伴う場合も同様である。</p> <p>3 駐車料金 駐車料金がかかった場合には、実費を支払うものとする。</p>
<p>慶弔規定</p> <p>(1) 生徒または会員が死亡した場合は花輪一對または弔慰金を贈り、代表者が会葬する。</p> <p>(2) 会員以外の死亡については、その都度役員で協議して決める。</p> <p>(3) 会員の家屋が非常災害を受けた場合は役員で協議して見舞い金を贈り慰問する。</p>	<p>PTA慶弔規定</p> <p>1 生徒が死亡した場合</p> <p>① 役員代表者、当該学年委員が会葬する。</p> <p>② 花輪一對または10,000円の香典料をお供えする。</p> <p>2 生徒の保護者（父母またはそれにかわる者）が死亡した場合</p> <p>① 役員代表者、当該学年委員が会葬する。</p> <p>② 花輪一對または10,000円の香典料をお供えする。</p> <p>3 教職員が死亡した場合</p> <p>① 役員代表者、当該学年委員が会葬する。</p> <p>② 花輪一對または10,000円の香典料をお供えする。</p> <p>4 教職員の配偶者・両親・子が死亡した場合</p> <p>① 役員代表者が会葬する。但し遠隔地の場合弔電をもってかえることができる。</p> <p>② 5,000円の香典料をお供えする。</p> <p>5 教職員が転退職した場合</p> <p>① PTAから在職年数に応じて記念品料を贈る。 (一年目：2,000円 二年目以降1,000円の割合)</p> <p>② 講師等もこれに準ずる。</p> <p>6 付則</p> <p>① その他必要の生じた場合は会長・副会長の協議をもって適当な処置をとることができる。</p> <p>② 本規定は総会の決議によって、改廃することができる。</p>	<p>PTA慶弔規定</p> <p>1 生徒が死亡した場合</p> <p>① 役員代表者、当該学年委員が会葬する。</p> <p>② 花輪一對または10,000円の香典料をお供えする。</p> <p>2 生徒の保護者（父母またはそれにかわる者）又は教職員が死亡した場合</p> <p>① 役員代表者、当該学年委員が会葬する。</p> <p>② 花輪一對または10,000円の香典料をお供えする。</p> <p>3 教職員の配偶者・両親・子が死亡した場合</p> <p>① 役員代表者が会葬する。但し遠隔地の場合弔電をもってかえることができる。</p> <p>② 5,000円の香典料をお供えする。</p> <p>4 教職員が転退職した場合</p> <p>① PTAから在職年数に応じて記念品料を贈る。 (一年目：2,000円 二年目以降1,000円の割合)</p> <p>② 講師等もこれに準ずる。</p> <p>5 会員の家屋が非常災害を受けた場合は役員で協議して見舞い金を贈り慰問する。</p> <p>6 付則</p> <p>① その他必要の生じた場合は会長・副会長の協議をもって適当な処置をとることができる。</p> <p>② 本規定は総会の決議によって、改廃することができる。</p>
<p>五野市連合PTA役員選出規定</p> <p>1 連P役員は、単P役員とする。</p> <p>2 連P役員の任期は2年であり、山田中学校単P役員からの派遣とするが、単P役員会等の運営には、参加しなくても良い。但し、単Pを兼任する場合には、この限りではない。</p> <p>3 連P役員は、負担軽減のため、新1年生から1名を選出する。</p> <p>4 連P役員は、新2年生、新1年生から1名を選出する。</p> <p>(注) 2で、単P役員を兼務しない場合には、可能であれば、委員総会で決めた来年度の委員数を増やすか、もしくは、連P役員を選出した各部の委員数を減らさなければならないので、注意を要する。</p>		
	<p>PTA事業費会計部活動に係る補助規定</p> <p>1 大会参加費・運営費 中体連主催の大会（市内大会・備前西地区大会・県大会以上の大会）においては、大会参加費・大会運営費一部負担金を全額補助する。</p> <p>2 大会参加バス代等 中体連主催の大会（市内大会・備前西地区大会・県大会）においては、大会参加のためのバス代の4割を補助する。ただし、中国大会・全国大会等の補助に関しては、宿泊代補助も含め別途協議する。</p>	